

議案第 6 0 号

天理市基本構想を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づき、天理市基本構想を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成21年12月4日提出

天理市長 南 佳 策

天理市第5次総合計画  
基本構想（案）

## 目 次

第1章 総合計画策定の趣旨	1
第2章 総合計画の構成と目標年次	2
第3章 本市を取り巻く情勢	3
第4章 まちづくりのビジョン	6
1. 将来人口	6
2. まちづくりの基本理念とめざすべき都市像	7
3. まちづくりの基本目標・基本方針	8
4. 土地利用方針	16

## 第 1 章 総合計画策定の趣旨

本市は、平成 12 年に「第 4 次総合計画」を策定し、豊かな歴史・文化と自然を活かし、いつまでも安心して暮らせることができるまちを目標に、総合計画に基づくまちづくりを着実に進めてまいりました。

近年、少子高齢化や高度情報化の進展、地球規模での環境問題の顕在化に加え、三位一体改革、規制緩和、地方分権の推進をはじめとする制度改革など、市民や行政を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、そのような状況のなかで、厳しさを増す本市財政を踏まえた的確な対応が求められています。

また、経済・社会が変化するに伴い、市民の価値観や行政に対するニーズも多様化・複雑化している状況もあります。

地方分権改革の推進により、地方自治体はこれまで以上に自らの責任で地域特性を活かしたまちづくりを進めていくことが求められています。これからのまちづくりにあたっては、市民が主体的に参画し、市民と行政がそれぞれの役割を担いながら、協働で進めていくことが必要です。

そのため、これまでの 10 年よりさらに厳しさを増す今後の 10 年における本市のめざすべき方向とその実現のための施策をまとめ、まちづくりや行財政運営の指針となるよう、第 5 次総合計画の策定を行うものであります。

## 第2章 総合計画の構成と目標年次

本総合計画は、計画の目標年次を平成32年とし、基本構想・基本計画・実施計画で構成します。

### 1. 基本構想（10年間）

<計画期間 平成22年度～平成31年度>

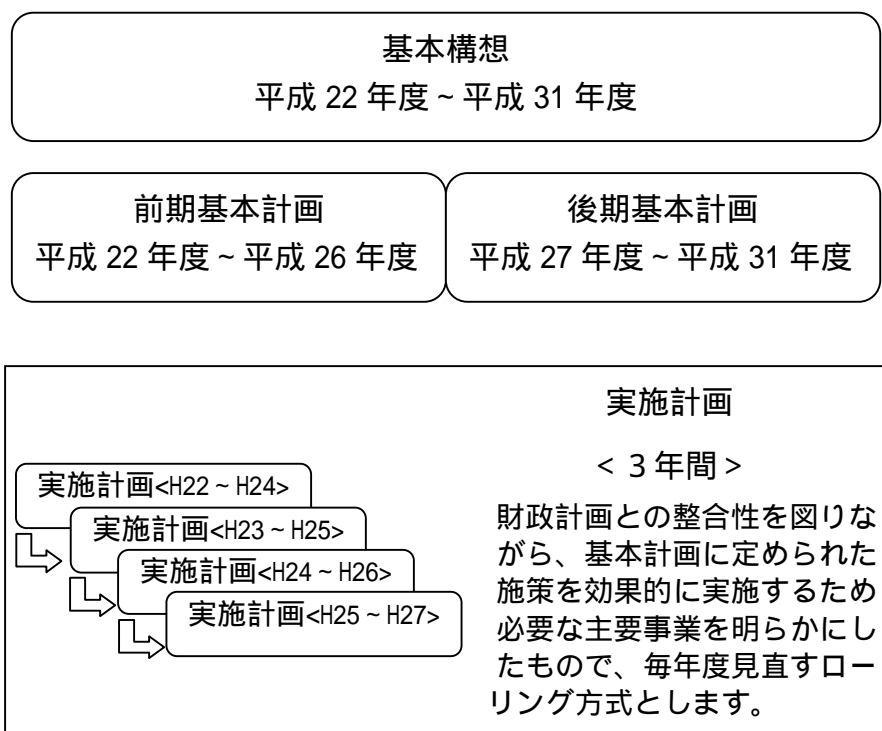
長期的な展望に立ち、本市のまちづくりの基本理念とめざすべき都市像を示し、これらを達成するための方針を明らかにしています。

### 2. 基本計画（5年間）

<前期計画期間 平成22年度～平成26年度>

<後期計画期間 平成27年度～平成31年度>

基本構想を実現するための基本的な施策を示したものです。なお、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、前期計画（5年間）と後期計画（5年間）に分割しています。



ローリング方式：施策や事業の見直しや部分的な修正を、毎年定期的に行っていく方法

## 第3章 本市を取り巻く情勢

近年、我が国及び本市を取り巻く社会経済情勢の変化は激しく、これまでの行政運営の視点や価値観が大きく変化しています。少子高齢化・人口減少、高度情報化の進展、環境問題の顕在化、地方分権の推進等の社会経済情勢の変化に適切に対応した行政運営を行う必要があります。

### 1 少子高齢化・人口減少

我が国においては、これまで高度経済成長に伴い人口は着実に増加してきましたが、人々の生活水準の向上や核家族化などの生活様式の変化により少子化が進み、平成20年をピークに人口は減少傾向となっています。

本市においては、平成7年をピークとして人口が漸減傾向にあり、生産年齢人口の減少による経済活力の低下や高齢者を支える世代の減少が懸念されます。今後は、子育て環境の充実などにより、少子化の流れを防ぎ人口減少を抑止していくことが重要となっています。

また、高齢社会の到来により本市においても高齢者の割合が増加しています。今後は、高齢者が健康を保持し、生きがいを持ち安心して暮らせる地域社会づくりが求められています。

### 2 高度情報化の進展

情報技術（IT）が著しく進展している現代社会においては、ITの活用により世界中の情報を居ながらにしてまたたく間に入手することができるようになりました。また、高度情報化の進展は、経済活動や日常の生活において、様々な活動の広がりをもたらしており、保健・福祉・医療、また、環境や教育などの分野においても影響を与えるとともに、市民生活に大きく寄与するものとなっています。今後は、情報技術を活用した行政サービスの提供により、市民の利便性の向上に努めていくことが必要となっています。

なお、情報技術の活用にあたっては、個人情報保護の重要性やセキュリティ対策の必要性が高まっています。

### 3 地球規模での環境問題の顕在化

20世紀からの地球資源を大量に使用し、豊かさを求めた生活様式により、生活水準は向上したものの、資源を消費することと引き換えに、二酸化炭素などの化学物質の排出により、地球規模での環境汚染と地球温暖化などの問題が顕在化しています。今後は、一人ひとりが環境問題を自分自身の問題と考え、限りある資源やエネルギーの有効活用の観点から、廃棄物等の資源リサイクルやごみの減量化などの取り組みを通じて、持続

可能な循環型社会を構築していく必要があります。

#### 4 経済・産業構造の変化

社会経済情勢の変化により、我が国の産業構造は大きく変化しており、第1次、第2次産業の占める割合が下がり、第3次産業の占める割合が大きくなっています。また、経済のボーダレス化が進んだことにより、経済構造の転換が図られています。

人々の生活様式の変化などにより、商業については、全国的な傾向とはいえ、これまでの地域の商店街を中心とした消費から、郊外型の大型店舗を中心とした商業施設での消費へと変化しており、商店街の空店舗化の進展など、活力が失われている状況にあります。今後は、本市においても、魅力ある地域商業の振興が必要となっています。

本市の工業については、中小、零細企業が多いため、経済不況の影響を受けやすく安定した経営基盤が構築されていない状況があります。今後は、地域の伝統産業を継承しながらも特色を持った新たな産業の創造が必要となっています。

また、本市の農業についても、比較的零細な農家が多く、後継者不足や耕作放棄地の増加等の状況があります。今後は、担い手の育成などが必要となっています。

#### 5 安全・安心への欲求

高度情報社会の進展により、インターネットを利用した新たな犯罪や振り込め詐欺等の被害に高齢者などが巻き込まれるケースが増加しています。犯罪を抑止し、安心して暮らすことができる地域社会の実現が求められています。

近年は、産地偽装問題、食品への不正表示などにより食の安全に対する不安が全国的な広がりをみせています。今後は、産地表示の厳格化など食の安全・安心への取組みが求められています。

また、地震や台風などの自然災害は市民の生活に大きな影響を与えることとなります。今後は、今世紀前半に発生が予想されている東南海・南海地震に備えるため、市民一人ひとりが防災の意識を持つとともに耐震化の推進が必要となっています。

#### 6 地方分権社会の進展

これまでは、経済成長という共通の目標に向かって全国が足並みをそろえて産業振興やそのための基盤整備などを推進する上で全国画一の基準やルールにより行政運営を行ってきましたが、市民の価値観の変化や地域における個性や多様性の尊重の必要性などから地方分権改革が推進されたことにより、地方自治体は自己責任と自立が求められています。今後は、政策立案能力の向上や行財政改革の推進、地域特性を活かした新たなまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

---

経済のボーダレス化：経済の活動などが、国境に関わりなく、地球全体へ広がっていくこと。

## 7 市民との協働

地方分権の進展、厳しい財政状況、少子高齢社会の到来などの社会経済情勢が大きく変化する中、行政だけでは多様化・複雑化・高度化する市民ニーズや地域での課題に対応することが難しくなっています。今後は、地域の課題や市民ニーズに対応したまちづくりを進めていくため、市民と行政が共に考え互いに役割と責任を明確にして協働のまちづくりを進めることが必要となっています。



## 第4章 まちづくりのビジョン

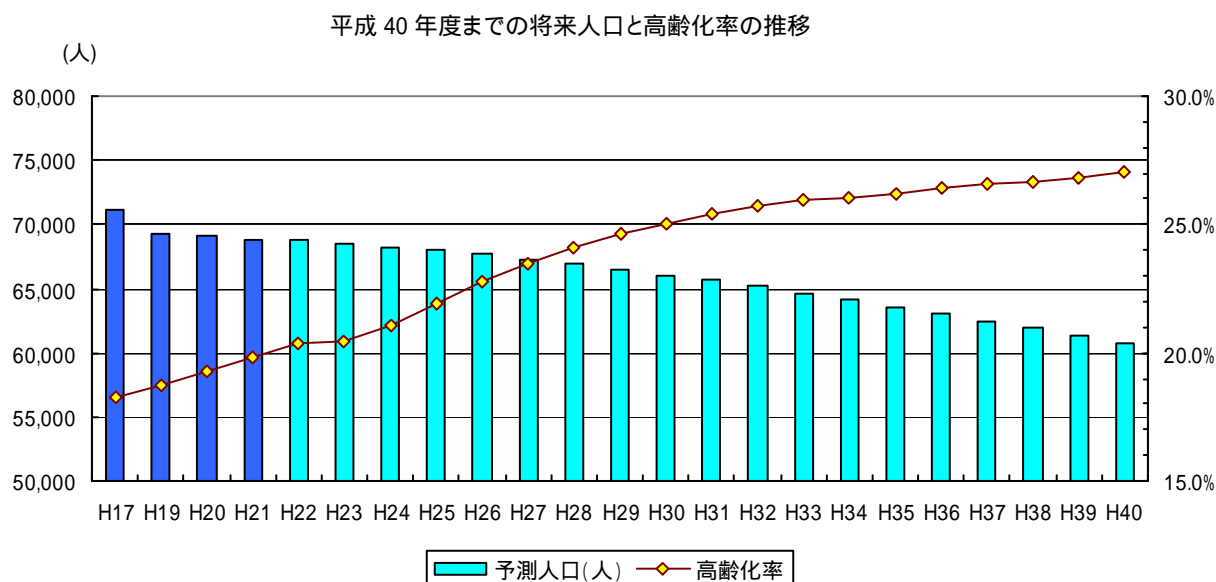
### 1. 将来人口

本市の人口は、国勢調査によると平成7年の74,188人をピークに、漸減傾向にあり、平成17年には、71,152人となっています。

今後の人口予測の結果、本市の人口は、第5次総合計画の基本構想終了年である平成32年には、65,142人となり、人口は減少していくことになります。

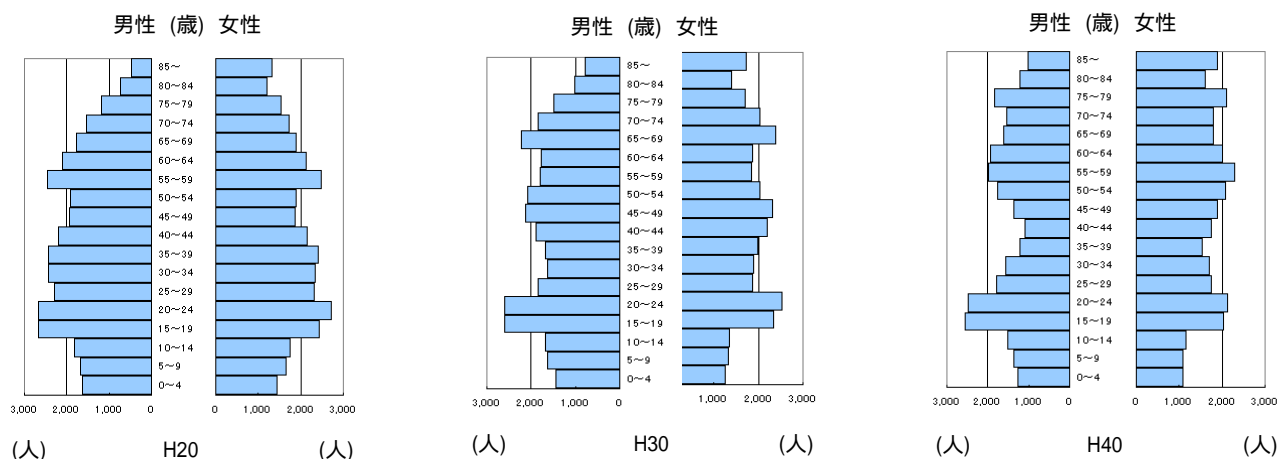
また、高齢化率を見ると、グラフが示すように今後は更に進んでいくことが予測されます。

本市では、子育て環境の充実、住環境の整備、産業の振興などのまちづくりにより、現状の人口の維持を図ることとし、70,000人の人口を想定するものとします。



H17は国勢調査、H19以降は住民基本台帳及び外国人登録に基づく人口(予測)

### 人口ピラミッドの推移



H20年人口をベースにコーホート要因法により推計

コーホート要因法：基準年の人口をベースに、各コーホート（年齢階級）ごとに、自然増減要因（合計特殊出生率、出生性比、生存率）や社会増減要因（社会移動率）を用いて推計年の将来人口を求める方法です。

## 2. まちづくりの基本理念とめざすべき都市像

### まちづくりの基本理念

私たちのまち天理市には、豊かな自然環境や日本最古の道とされる「山の辺の道」をはじめ、数多くの歴史的文化遺産や先人から伝えられてきた誇りある地域文化があります。また、広域・国際的な交流拠点、新価値創造拠点としての役割を果たしています。

豊かな自然環境、歴史・文化を継承し、さらに新しいまちづくりを進めていくことが重要です。

まちづくりは、市民と行政が一体となって進めるものであり、市民参画がこれまで以上に求められていますが、少子化、高齢化や核家族化などが進んでいる現代の社会においては、地域における人と人との触れ合いや交流が希薄となっている状況にあります。

そうしたことから、互いが尊重し感謝しあい助け合う幅広い人と人との「つながり」を大切にして安全で快適な「にぎわい」のあるまち、市民と行政がともにつくる「協働」をまちづくりの基本理念とし、本市がめざすべき将来都市像を次のとおりとします。

### めざすべき都市像

つながり、にぎわい・未来を創造するまち

～人と人とのむすびつきを大切に、みんなでつくる活力あるまち 天理市～

### 3. まちづくりの基本目標・基本方針

まちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、まちづくりの基本目標及び基本目標を達成するための基本方針を次のように定めます。なお、具体的な施策の内容は、基本計画において定めます。

< 将来都市像 >

< 分野別基本目標・基本方針 >

つながり、にぎわい・未来を創造するまち

人と人とのむすびつきを大切にし、みんなでつくる活力あるまち  
天理市

- |          |  |
|----------|--|
| 教育・文化    | <b>1</b> 文化に触れ心豊かにたくましく生きるまち<br>1. 心豊かでたくましい児童・青少年の育成<br>2. 誰もが尊重される地域社会の実現<br>3. 市民が主体的に参画する生涯学習社会の形成<br>4. 市民が環境保全の意識を高められるような環境教育の推進<br>5. 市民が主役となり次世代に伝える文化活動の振興 |
| 健康・福祉    | <b>2</b> 生涯いきいき暮らせるまち<br>1. 健康でいきいき暮らせる環境づくり<br>2. 高齢者がいきいき暮らせる環境づくり<br>3. 障害者がいきいき暮らせる環境づくり<br>4. 子どもを安心して育てられる環境づくり<br>5. 自立を支援する地域福祉の充実                           |
| 産業・観光交流  | <b>3</b> にぎわいと活力のあるまち<br>1. にぎわいと活力を創る産業の振興<br>2. 豊かな地域資源を活用する観光交流の推進  |
| 環 境      | <b>4</b> 環境を大切にしていこまち<br>1. 環境保全と環境への負荷抑制<br>2. 豊かな自然環境の実現   |
| 都市基盤     | <b>5</b> 安全で快適なまち<br>1. 安全・安心な体制づくりの推進<br>2. 安全な生活環境の整備<br>3. 適正な土地利用の推進<br>4. 快適な生活環境の整備  |
| 市民参画・行財政 | <b>6</b> みんなでつくる開かれたまち<br>1. 情報の共有化と市民参画の推進<br>2. 効率的な行政経営の推進  |

## 1 文化に触れ心豊かにたくましく生きるまち

心豊かでたくましい児童・青少年の育成を行うとともに、誰もが尊重される社会の実現に努めます。

また、市民が主体的に参画する生涯学習社会や環境保全社会の形成を図ります。さらに、地域文化を再認識し、誇りある市民文化の振興に努めます。

### 1．心豊かでたくましい児童・青少年の育成

次の世代を担う子どもたちの健やかな育成を行うためには、教育環境や子どもたちが健全に成長できる環境を充実する必要があります。そのため、児童・生徒が楽しく学ぶことができるように学校施設や教育機器等の整備、質の高い教育サービスの提供など、教育環境の充実に努めます。

また、家庭、学校、地域が一体となった防犯パトロールなどによる子どもの安全確保や様々な体験を通じて豊かな人間性を身につけるなど、青少年の健全育成を充実させるための環境づくりを進めます。

### 2．誰もが尊重される地域社会の実現

市民が幸せに暮らしていくためには、一人ひとりの人権が大切にされることが重要です。そのため、市民一人ひとりの人権問題への理解と人権を大切にする意識の高揚を図り、お互いを認め合い、誰もが尊重される社会づくりを進めます。

また、女性と男性が対等な立場で、助け合いながらパートナーとして社会参画をすることができるような環境づくりを進めます。

### 3．市民が主体的に参画する生涯学習社会の形成

豊かな社会生活を送るためには、生涯を通じて学んだり、スポーツに親しむ機会が重要です。そのため、市民の誰もが、いつでも気軽に自主的に学習活動を行うことができるような生涯学習環境の充実に努めます。

また、日常生活の中で、気軽にスポーツやレクリエーションに親しみ、心身の健康の保持・増進ができるような環境づくりを進めます。

### 4．市民が環境保全の意識を高められるような環境教育の推進

持続可能な社会を構築するためには、市民一人ひとりが自発的に環境保全に取り組む必要があります。そのため、環境保全についての理解を深めるために、環境保全への意欲の増進及び学校教育の場も含めた環境教育の推進に取り組みます。

---

## 5. 市民が主役となり次世代に伝える文化活動の振興

本市の歴史的風土やこれまで培われてきた地域文化を継承し、さらに振興に努める必要があります。そのため、市民が心の豊かさを持ち、主体的な文化活動ができるような取組みを推進します。歴史的に重要な文化財の保護意識を高めるため、啓発を推進します。

また、文化財の展示機会を増やし、市民が文化財に親しむことができるよう努めていきます。

## 2 生涯いきいき暮らせるまち

すべての市民が生涯にわたり、健康で生きがいを持ち、充実した生活を送れる環境づくりや支援体制の充実を図り、福祉の充実した地域社会の実現に努めます。

安心して子どもを生み育てることができるよう、家庭での子育て支援や保育サービスの充実など支援体制の充実に努めます。

誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、社会保障制度の適正な運用を行い、市民生活を支援します。

### 1. 健康でいきいき暮らせる環境づくり

生涯を通じて健康に暮らしていくためには、一人ひとりが生活習慣病、健康、医療についての意識を高めることが大切です。そのため、生活習慣病の予防として、保健センターを中心とした健康教室・健康相談の開催などにより食生活の改善や運動習慣を身につけるとともに、健康への意識の高揚、疾病予防の取組みを推進します。

また、市民の検診等の受診を促進し、病気の早期発見・治療を促します。

市内の医療機関相互の連携等を強化するなど、医療体制の充実に努め、市民が安心して暮らすことができるよう医療体制の整備を推進します。

### 2. 高齢者がいきいき暮らせる環境づくり

高齢社会の進展に伴い、今後、ますます高齢者の増加が予想されます。高齢者が、学習活動などを通じて知識や教養を得るなど、生きがいを持ち積極的に社会参加をすることができるような環境づくりを進めます。

また、高齢者の増加に伴い、介護を必要とする高齢者が増えることが予想されます。一人ひとりにあった介護予防や介護サービスの提供に努めるとともに、高齢者が身近な地域でいきいき暮らすことができる環境づくりを進めます。

---

地産地消：その地域で作られた農産物・水産物をその地域で消費すること。また、その考え方や運動。

### 3．障害者がいきいき暮らせる環境づくり

障害のある人が地域において安心して生活ができる社会の形成が求められています。そのため、地域社会との密接な関係や連帯感の構築を図りながら、障害のある人が社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障され、地域でいきいき暮らせる環境づくりを進めます。

### 4．子どもを安心して育てられる環境づくり

地域において人と人とのつながりが希薄になってきている現在、家庭における子育ての孤立化が進んでいます。こうした状況の中、子育てに対する不安や悩みが増大するなど、子育てについて相談できる場が求められるようになっていきます。そのため、気軽に相談できる場の開設など子育て家庭をサポートするネットワークづくりにより、地域と一体となった子育て支援を行います。

また、核家族化の増加に伴って働きながら子育てをする家庭が増えています。そのため、子育て家庭の保育ニーズにあった保育サービスの充実など、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。

### 5．自立を支援する地域福祉の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう福祉活動ネットワークなどにより地域での協力連携を促進します。

また、地域において自立した生活を送ることができるよう国民健康保険事業の充実、年金制度の啓発による年金受給権確保の促進、また生活保護など社会保障制度の適正な運用により、市民生活を支援します。

## 3 にぎわいと活力のあるまち

本市の交通利便性を活かし、新価値と雇用を創出する工業の振興、にぎわいと活力を創る商業・サービス業の振興、消費者との信頼関係を醸成する持続可能な農林業の振興を図ります。

また、新産業創出のための域内産業の連携強化を図ります。

山の辺の道をはじめとする豊かな歴史文化資源を活用した情報を発信し、国際的・広域的な視点を持った観光振興や交流を推進します。

## 1．にぎわいと活力を創る産業の振興

名阪国道など本市の交通利便性を活かした企業誘致、既存工業の活性化、経営基盤の安定化、近代化の推進、伝統産業の継承等、工業振興に努めます。

また、商店街の魅力の創出、商業・サービス業の活性化に努めます。

農業生産基盤を整備し、食糧自給率の向上、地産地消を基本とした安心安全な農業生産とブランド化の推進など、持続可能な農林業の振興と安定した農業経営環境づくりを進めます。

## 2．豊かな地域資源を活用する観光交流の推進

本市には豊かな自然や全国的にも知られている山の辺の道をはじめとする歴史的遺産など豊富な地域資源があり、そうした地域資源等を活かした観光交流を推進する必要があります。そのため、情報発信を積極的に行うなど観光PRを強化することにより、本市を訪れる観光客等の増加に努めます。なお、その際には、近隣市町村との連携を図るなど、広域的な取組みを推進します。

また、国際化の進展に伴い、国際的な視点をもった交流を推進する必要があります。本市には天理教や天理大学があることから海外から本市を訪れる外国人が他の市町村に比べ多いという特徴があります。今後も姉妹都市等を通じた国際交流の推進などにより多文化や国際化への理解が深められるよう努めます。

## 4 環境を大切にしていこまち

省エネルギー、リサイクル等を促進し、環境への負荷の少ない、環境にやさしい資源循環型地域社会の実現に努めます。

また、豊かで恵まれた自然環境を保全することにより、ホテルをはじめとする身近な生き物にとっても良好な自然環境を守ります。都市部においては、緑地を含む自然環境の保全を行い、緑や自然豊かな憩いの場の創出に努めます。

### 1．環境保全と環境への負荷抑制

近年、社会経済活動の進展や生活様式の多様化により、排出されるごみの量やごみの質が大きく変化しています。ごみの減量化や分別収集・リサイクルなどを通じたごみの資源化への市民の意識を高め、ごみの減量化・再資源化を推進します。天理市においても平成20年11月にISO14001の認証を取得するなど、環境負荷の低減や環境保全に率先して取り組んでいます。

---

地産地消：その地域で作られた農産物・水産物をその地域で消費すること。また、その考え方や運動。  
資源循環型社会：人間の生活などに伴って発生・消費される物やエネルギーなどを資源として循環・再利用や廃棄物を最小限とすることで、環境への負荷を可能な限り低減する社会のこと。

また、公害等による環境被害のない生活環境を守るためには、定期的に環境を監視する必要があります。そのため、廃棄物の不法投棄防止のパトロールや河川等の水質検査など、監視体制を強化します。

市民の生活環境を守るためには、市民一人ひとりが環境に配慮しながら農産物やエネルギーの地産地消をめざした生活を推進する必要があります。環境問題への市民の意識を高め、環境美化活動などにより環境保全に努めます。

## 2．豊かな自然環境の実現

自然環境の保全や河川などの水質保全により、ホタルをはじめとする身近な生き物が生息し、誰もが親しみを持つことのできる自然環境を守ります。

また、都市部における緑地の保全を推進し、緑や自然豊かな市民の憩いの場の創出に努めます。

## 5 安全で快適なまち

災害等の緊急時にも、地域におけるネットワークの充実した安心して暮らせるまちづくりに努めます。防犯対策等を進め、安全な生活が確保されるまちづくりを進めます。

本市の特性に適した土地利用を進め、良好な住環境や宗教文化都市としての景観、まちなみが守られたまちづくりを進めます。

また、道路や公共交通機関などの交通ネットワークの充実した、快適で誰もが暮らしやすいまちづくりに努めます。

### 1．安全・安心な体制づくりの推進

地震や風水害、火災等のさまざまな災害から市民の生命や財産を守るためには、市民と一体となって災害に強いまちづくりを進める必要があります。そのため、市民の防災意識を高めるとともに、市民、行政、関係機関が連携した防災対策の推進、救急・救助体制の整備、自主防災組織の育成など、地域でのネットワークづくりを進め、災害に強い安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

### 2．安全な生活環境の整備

市民の安全な生活を守るためには、交通事故の防止や防犯対策等を充実する必要があります。そのため、交通施設などの整備や市民の交通安全に対する意識の向上を図るなど、交通安全対策の充実に努めます。

---

ISO14001：組織の活動・製品及びサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するためのシステムを構築する国際標準化機構（ISO）が取り決めている国際規格で、組織の経営改善や環境経営が期待される。



また、犯罪のないまちとするため、地域と一体となった防犯パトロールなどの防犯対策の取組みに努めます。さらに、食の安全・安心への取組みや悪徳商法等の消費者被害への対策として、相談体制の充実等に取り組み、安全で豊かな消費生活ができるよう努めます。

### 3．適正な土地利用の推進

土地利用については、本市の特性及び地域の特性を活かした計画的な土地利用を促進し、快適な生活環境が確保されるまちづくりを推進します。

また、中心市街地においては、魅力ある集客施設の整備の検討を行い、活性化を図ります。

### 4．快適な生活環境の整備

バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、高齢者、障害者だけでなく、すべての市民に配慮したまちづくりを進めます。

本市の特徴である宗教文化都市としての景観やまちなみの保全、豊かな自然・歴史的風土の保全を図ります。

生活基盤の中心となる上水道及び下水道については、改修等の整備を計画的に推進します。

また、道路等の都市基盤の整備や公共交通機関等の利便性の向上を図り、快適で誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

## 6 みんなでつくる開かれたまち

市民への積極的な情報提供や市政への参画の機会を充実することにより、まちづくりへの市民の関心・参画を促し、市民と行政が協働してまちづくりを進めます。

また、行政の役割と責任の明確化、行政事務の見直しを行い、効率的・効果的な行政経営に努めるとともに、市民が協働、参画しやすい環境づくりを行います。

### 1．情報の共有化と市民参画の推進

まちづくりを市民と一体となって取り組むためには、市民への積極的な情報提供や市政への市民参画を推進する必要があります。そのため、市ホームページや広報紙などを活用した広報活動を通じて、まちづくりへの情報提供を積極的に努めます。

また、市政への市民参画の促進に努めることにより、市民と行政が共に考え、互い

---

バリアフリー：障害者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態。

ユニバーサルデザイン：高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

に役割と責任を明確にし、市民と協働のまちづくりを進め、開かれた市政をめざしたまちづくりを推進します。

## 2．効率的な行政経営の推進

地方分権の推進、厳しい財政状況、市民ニーズの高度化・多様化など、社会情勢が大きく変化しており、地方自治体として自己責任と自立が求められることから、変化に的確に対応した行政運営を行う必要があります。そのため、行政事務の見直しなどを行なうことにより効率的・効果的な行政経営を進めます。

また、職員研修を通じて、一人ひとりの意識改革や能力開発、政策立案能力の向上を推進し、少数精鋭の職員体制とします。また、行政評価を通じ、目的と成果を明確にした透明性の高い行政経営を進めます。

組織・機構の簡素化、事務事業の見直しを行うことにより、市民視点に立った分かりやすく利用しやすい、簡素で効率的な組織をめざします。

これまでの国等の権限が市町村に移譲され、市町村の区域を越えた行政需要の増大が予想されます。そのため、市民サービス及び効率的な業務推進の観点から、広域行政の推進を検討します。

## 4 . 土地利用方針

土地は、市民の限られた貴重な資源であり、市民生活や経済活動等のあらゆる活動の共通基盤です。地域の発展を図るためには、土地を高度かつ有効に利用していくことが必要です。

人口の減少、少子高齢社会、厳しい財政状況など社会経済状況が大きく変化している中、快適な生活環境の整備、にぎわい・活力のある商業・工業の振興、また良好な環境形成や市民の憩いの場の整備など、適正な土地利用を行う必要があります。そのため、土地利用区分を次のとおり定め、整備を推進します。

### ( 1 ) 市街化区域の土地利用について

#### 商業業務系利用について

天理駅周辺及び幹線道路沿いの市街地については、商業の集積・サービス施設の立地を推進し、住民の利便性並びに周辺環境にふさわしい地区形成を図ります。

また、良好な沿道景観の形成を図ります。

#### 住居系土地利用について

現行の市街化区域については、計画的な街路・基盤整備を進め良好な住環境の形成に努めます。

また、既成市街地については、防災面を考慮した住環境の整備を進めます。

#### 工業系土地利用について

工業系用途地域については、土地利用の現状及び動向を勘案し周辺環境と調和のとれた産業の誘致を進めます。

また、産業振興のため工業に特化した区域を定め、新たな工業適地の選定を進めます。

#### 緑地系土地利用について

市街化区域内農地やその他の緑地について、天理市固有の良好な景観の保全や住民の憩いの場として、その保全や創出の推進に努めます。

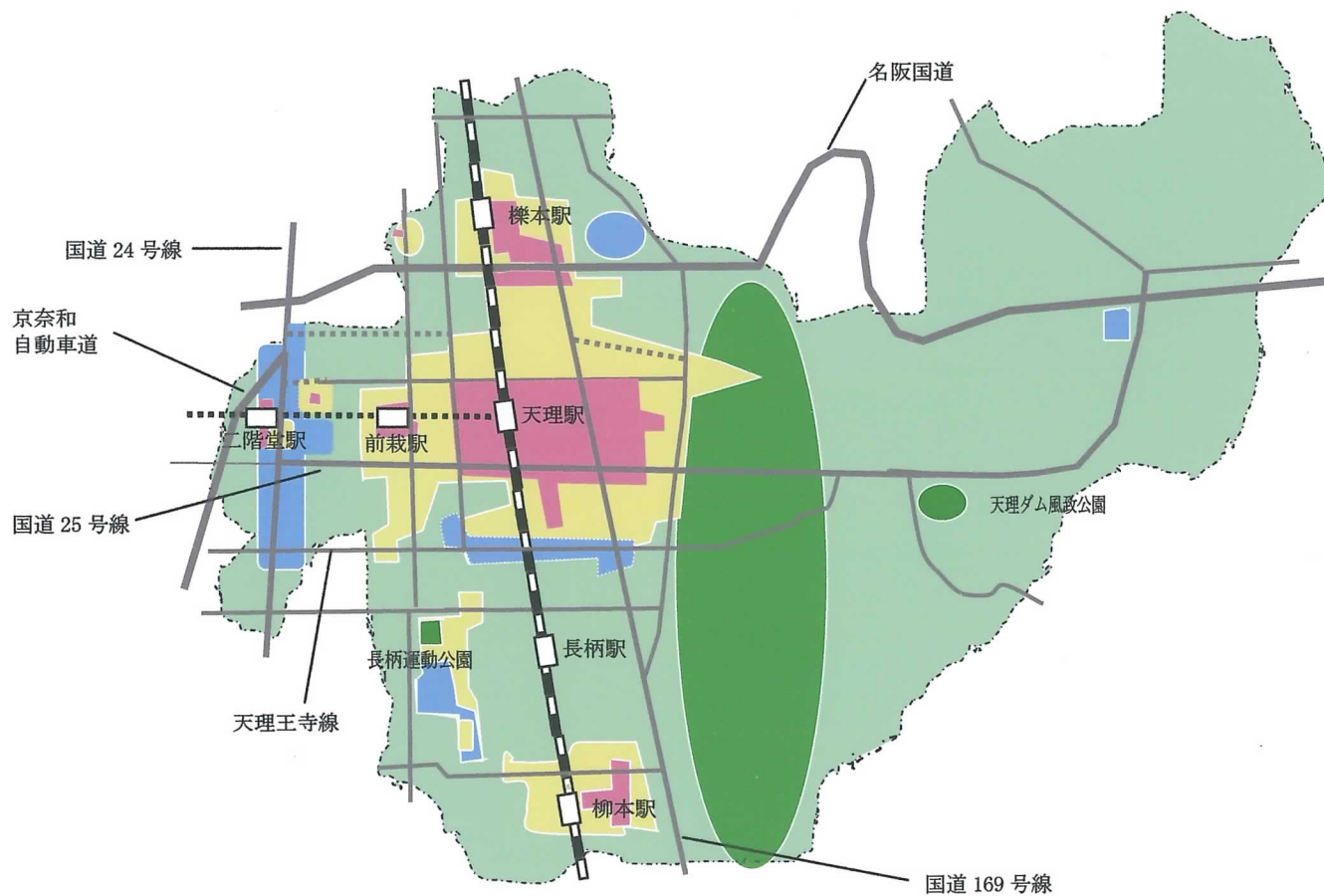
### ( 2 ) 市街化調整区域の土地利用について

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり原則的に開発を抑制する区域です。

しかしながら、農村集落等の地域振興や快適なまちづくりのため、周辺環境等を判断しながら限定的に開発を進めます。

また、開発計画がある地域については、自然的土地利用との調整の上で市街化区域に編入し、計画的な市街化を図ることとします。

# 土地利用方針図



凡 例	
	商業業務系地域（緑地系含）
	住居系地域（緑地系含）
	工業系地域（緑地系含）
	市街化調整区域
	環境・景観保全地域
	鉄道（JR線）
	鉄道（近鉄線）